

スマート・オコメ・チェーンコンソーシアム 規約

令和3年6月11日
一部改正 令和3年7月1日

1 趣旨

令和2年9月に設置した「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会」において、「スマート・オコメ・チェーン」を活用した民間主導でのJAS規格制定を支援することについて、本年2月に結論を得たことから、スマート・オコメ・チェーンの構築及びこれを活用した民間主導でのJAS規格制定を進めるため、コンソーシアムを設置する。

2 会員

- (1) コンソーシアムの会員は1に掲げる趣旨に賛同する生産者、流通事業者、実需者、関連企業、消費者団体、地方公共団体等（生産者を除き個人は含まない。以下「コンソーシアム会員」という。）であって以下の要件を満たす場合は、本コンソーシアムに参画することができる。
- (2) コンソーシアム会員は、「農産物検査規格・米穀の取引に関する検討会とりまとめ」の内容に賛同し、特に「スマートフードチェーンとこれを活用したJAS規格の制定について」の内容の実現に向けて、自らの知見・情報の提供等、可能な範囲で積極的に協力すること。
- (3) 本コンソーシアムのWEBサイト又は農林水産省ホームページにおいて、コンソーシアム会員として、その名称（社名、団体名等）、業種等が公表されることを了承すること。
- (4) コンソーシアム会員間において、会社名、部署名、住所、業種、担当者名等の情報が開示されることを了承すること。
- (5) 送受信可能なメールアドレス及び連絡の取りやすい電話番号を有し、随時事務局と連絡可能であること。
- (6) 次のいずれにも該当しないこと。
 - ① 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下これらを「反社会的勢力」という。）に該当すること。
 - ② 反社会的勢力に該当しなくなった時から5年を経過していないこと。
 - ③ 利用者又はその経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非

難されるべき関係を有していること。

- (7) コンソーシアムに登録を希望する者は、規約に同意の上、事務局に登録申請書を提出するものとする。
- (8) コンソーシアムに参加するに当たって、会費の徴収は行わない。

3 活動

コンソーシアムは、「スマート・オコメ・チェーン」の構築と、これを活用した民間主導での J A S 規格の制定を進めるため次の活動を行う。

- (1) 国際標準化を視野に入れた海外調査（海外の規格や輸出国の消費者のニーズを含む）、国際ワークショップの開催、スマート・オコメ・チェーンの現場実証などを通じた、スマート・オコメ・チェーンの内容（これを活用した J A S 規格（以下単に「J A S 規格」という。）を含む。）の検討
- (2) J A S 規格素案の策定とその現場実証、J A S 規格原案の内容の検討などを通じた、民間の利害関係人による日本農林規格等に関する法律（昭和 25 年法律第 175 号）第 4 条第 1 項の規定による J A S 規格制定の申出の実現に向けた関係者の共通認識の醸成及び支援

4 役員等

- (1) コンソーシアムの役員として、会長及び副会長を置く。
- (2) 会長は、コンソーシアムの運営に係る助言・協力を得るため、顧問を置くことができる。
- (3) 会長は、コンソーシアムの運営に係る実務的事項を検討・整理するため、幹事を任命することができる。
- (4) 役員、顧問及び幹事は、2の(1)にかかわらず会員としてコンソーシアムに参画することができる。

5 総会・幹事会

- (1) コンソーシアムの総会、役員会及び幹事会は、必要に応じて開催する。
- (2) 総会、役員会及び幹事会には、必要に応じて、有識者の出席を求めることができる。

6 事務局

事務局は、農林水産省農産局穀物課米麦流通加工対策室及び会長が適任と認めた

団体が担う。

7 その他

(1) 個人情報の取扱

事務局が入手したコンソーシアム会員の個人情報については、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 58 号）に基づき適切に管理する。事務局は、コンソーシアムの推進等に必要であると判断した時は、コンソーシアム会員の了承を得た上で、他のコンソーシアム会員及び第三者に当該コンソーシアム会員に関する情報を提供することができる。

(2) 変更の届出

コンソーシアム会員は、登録時に事務局に提供した会社名、部署名、住所、業種、担当者名、担当者の連絡先（住所、電話番号及びメールアドレス）に変更があったときは、事務局にその変更内容を届け出ること。

(3) 登録の抹消

登録の抹消を希望するコンソーシアム会員は、登録抹消届出書を、事務局に提出することにより、登録を抹消することができる。

(4) 登録の取消

事務局は、コンソーシアム会員が次のいずれかに該当する場合、登録を取り消すことができる。

- ① 法令や公序良俗に反する行為を行ったと認められたとき。
- ② 虚偽の情報を提供するなど、コンソーシアム会員、事務局又は第三者に不利益をもたらすような行為をしたと認められたとき。
- ③ 2 に定める登録要件を満たさなくなったと認められたとき。
- ④ 本規約に違反したと認められたとき。

(5) 規約の改正

事務局は、必要に応じて本規約の改正を行い、コンソーシアム会員に報告する。なお、事前の通知なく改正される場合がある。

附 則

本規約は令和 3 年 6 月 11 日から施行する。本規約に定めるもののほか、コンソーシアムの運営に関し必要な事項は、幹事会が定める。

附 則

本規約の一部改正は令和 3 年 7 月 1 日から施行する。